

秘檢密

昭和二十三年一月

厚生大臣 一松 定吉
連合國最高司令官 殿

復員機構の再編成に関する件

- 一、日本政府に対する覚書A G O 九一一（昭和二十二年十月四日）G S A P の口五口ロ「復員機構の再編成に関する件」第二項の「復員機構の有効な最後の整理及び復員と武装解除とに^係関する凡ての必要な残存業務及び活動を日本政府の永久的行政組織中に能率的に且つ漸次吸収すべき詳細な案」として別紙「復員機構整理計画」を提出する。
- 二、人員の留任に関しては、改めて申請書を提出することなく現在提出中のもので許可ありたい。

昭和二十三年一月一日

裏面白紙

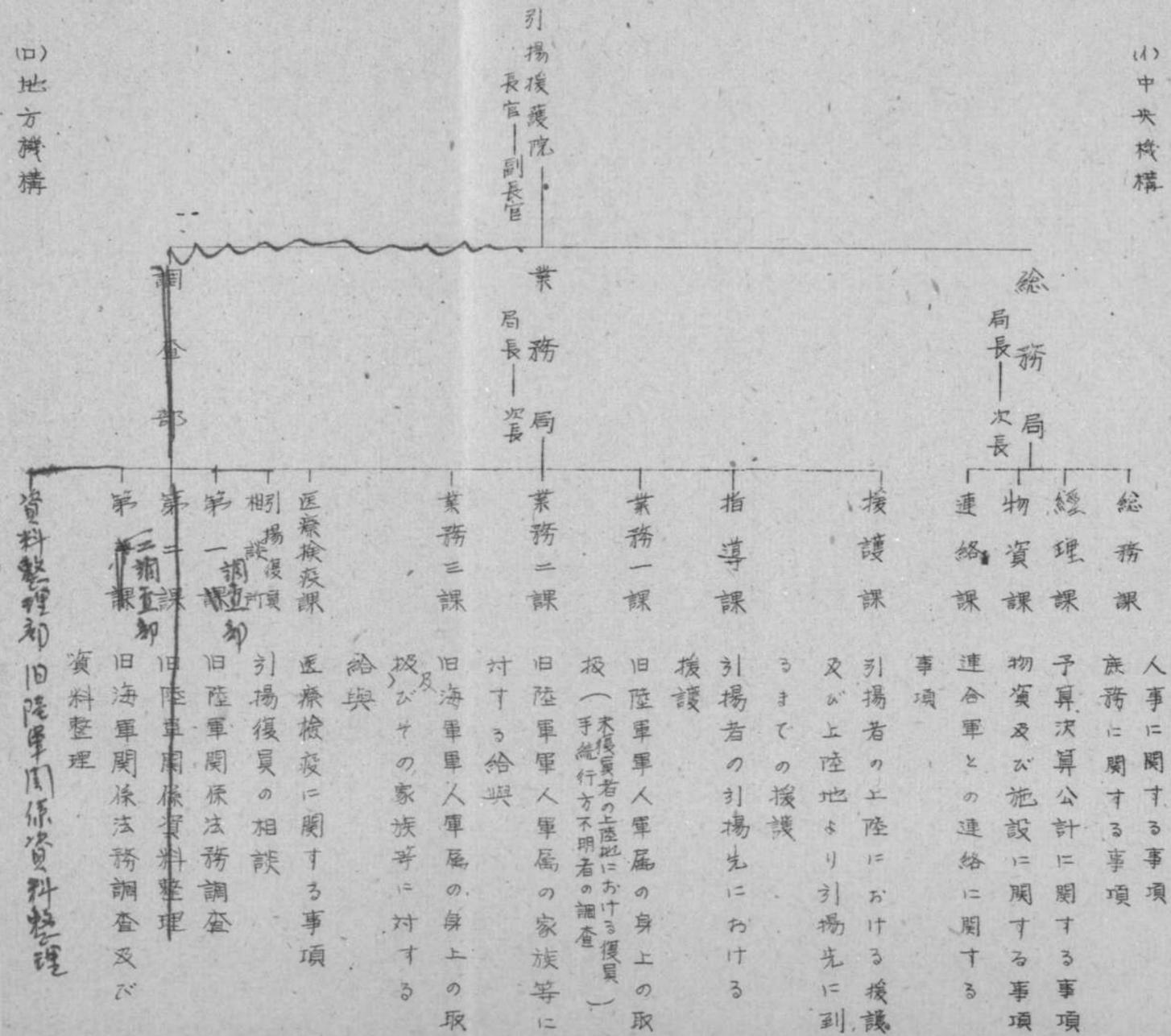
復員機構整理計画

復員機構は、左の如く日本政府の永久的行政組織に漸次吸収するものとする。

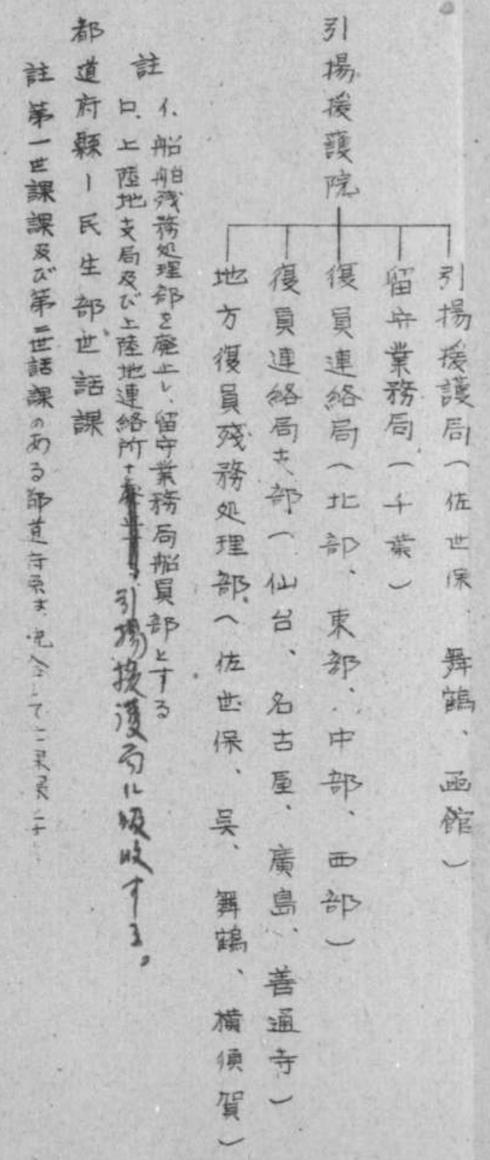
- 一 厚生省復員局は、昭和二十三年五月一日迄に引揚援護院に吸収し、別紙第一の如き機構とする。
- 二 ソ連地区よりの引揚完了の際は別紙第二の如き機構とする。
- 三 右任期後一年を経過したときは、復員機構はこれを廃止し、残存事務は別紙第三の如く処理する。
- 四 右の各段階に應じ逐次人員を縮減する。

別紙第一（昭和二十三年五月一日までに移るべき復員機構）

(1) 中央機構



(2) 地方機構



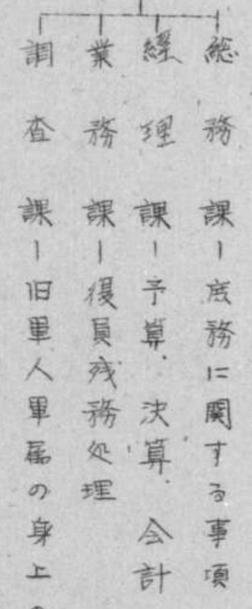
註 1. 船舶残務処理部を廃止し、留弁業務局船員部とする
2. 以上陸地支局及び上陸地連絡所を廃止し、引揚援護局に吸収する
都道府県、民生部世話課
註 第一世課課及び第二世課課のある都道府県を以て二系とし

裏面白紙

別紙第二（ソ連地区より引揚完了の際における復員機構）

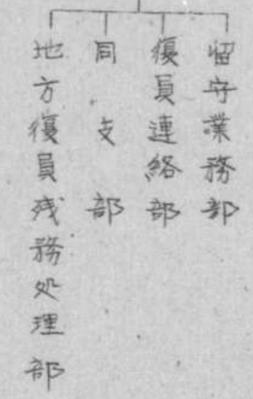
(1) 中央機構

引揚残務処理局



(2) 地方機構

引揚残務処理局



都道府縣

民生部世話課

別紙第三（ソ連地区よりの引揚完了後一年を経過したときの機構）

(1) 中央機構

厚生省社会局内の一課とする。

(2) 地方機構

(1) 留守業務部及び復員連絡部、同支部、地方復員残務処理部を廃止する。

(2) 都道府縣世話課は民生部内の一課に吸収する。